

# 賃貸借契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、セミセルフレジ等（以下「機器等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、機器等の賃貸借を行うことを約定し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

## （契約の内容）

第2条 この契約の内容は、別添「仕様書」及び次のとおりとする。

- (1) 機器等の品名、数量及び設置場所等 別紙のとおり
- (2) 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月）
- (3) 賃借料 金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額（以下「消費税」という。）金\_\_\_\_\_円）  
（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の83の規定により算出したもので、上記賃借料に、10／110を乗じて得た額である。
- (4) 契約保証金の額 沖縄県財務規則第101条の規定による。

## （賃借料の請求及び支払）

- 第3条 甲は、機器等の賃貸借に対する賃借料として月額\_\_\_\_\_円を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。
  - 3 甲は自己の責に帰すべき事由により料金の支払いを遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。
  - 4 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃貸借料の額は、次の算式により得た額とする。  
第1項の月額賃借料×（契約が解除されるまでのその月の日数／その月の日数）

## （権利義務の移転禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

## （機器の保守管理）

第5条 乙は、機器等が正常に動作するよう機器の調整、修理など所定の保守を行うものとする。

## （善管義務）

第6条 甲は、機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

## （再委託の禁止）

- 第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
  - 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
  - 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに

再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

#### （保険）

第 8 条 乙は、別紙に定める機器等に対し、自己の負担で損害保険を付するものとする。

- 2 前項の損害保険で補てんされた損害に対しては、第 9 条の規定に関わらず、乙は、甲に対し請求しないものとする。

#### （損害賠償）

第 9 条 甲の故意、又は重大な過失により機器等に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

#### （秘密保持）

第 10 条 乙又は乙の指示に基づいて納入等の業務に従事する者は、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。当該秘密保持義務は、契約期間終了後も継続する。

#### （個人情報の保護）

第 11 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、別記「個人情報取扱特記事項」と契約本文の規定が相違する場合は、契約本文が優先するものとする。

#### （セキュリティポリシーの遵守）

第 12 条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

#### （契約の解除）

第 13 条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

#### （暴力団等の排除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られたとき。

(6) 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当会社と契約を締結したと認められるとき。

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

#### (損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

#### (労働関係法令の遵守)

第 16 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

#### (特約事項)

第 17 条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、契約期間内において甲の歳出予算の当該金額の減額または削除があった場合は、甲は当該契約を変更し、又は解除することができる。

2 甲は、前項の規定により当該契約の変更又は解除によって生じた乙の損害については、その責任を負わない。

#### (契約に関する紛争等の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印して、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙 ○○○○○○

○○○○○ ○○○○

別紙 機器等の品名、数量及び設置場所等

1 機器等の品名、数量

| 品 名 | 規 格 等 | 数 量 |
|-----|-------|-----|
|     |       |     |
|     |       |     |
|     |       |     |

2 設置場所

| 名 称       | 所 在 地                   | 数量 |
|-----------|-------------------------|----|
| 名護県税事務所   | 沖縄県名護市大南 1 丁目 13 番 11 号 | 1  |
| 宮古事務所県税課  | 沖縄県宮古島市平良字西里 1125 番地    | 1  |
| 八重山事務所県税課 | 沖縄県石垣市字真栄里 438 番地の 1    | 1  |

3 設置の条件

- (1) 機器等は、沖縄県の指示に従い指定場所に納入を行うこと。
- (2) 機器等を指定場所へ納入する際には、初期設定を実施すること。
- (3) 機器等は、令和 7 年 9 月 30 日までに引き渡すこと。
- (4) 設置に当たってその他必要な事項がある場合は、別途指示する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

#### (作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

#### (収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

#### (事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

#### (派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書

に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

#### (再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

#### (資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

#### (検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

**(事故報告)**

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

**(指示及び報告)**

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

**(契約解除)**

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

**(損害賠償)**

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。